

# 令和5年度 福岡中学校部活動方針

R5.4

## 1 基本方針

生徒の生きる力を育成し、豊かな学校生活を実現させる教育活動の一環として部活動を位置付け、スポーツに親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する運営・指導に徹することにより、生徒の個性や能力の伸長を図る。

## 2 運営

### (1) 学校に設置する部活動数

- ①ケガや事故の未然防止や不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるようにする。
- ②生徒が希望する活動を継続していく。
- ③生徒の入部に関しては、任意加入制とする。
- ④学校の規模から、適切な部活動数にしていく必要があり、複数の顧問体制を検討していく。

### (2) その他の部活動

- ①陸上、水泳、柔道、体操・新体操、駅伝、スケート等については、その都度参加者を募集する。
- ②教職員の中から担当者を決め、大会参加をしていく。
- ③陸上、駅伝については、延長部活などで活動時間を確保していく。

## 3 部活動の管理

### (1) 活動時間

【平日】 ①放課後が基本

- ②延長部活：大会1週間前から活動可能。最大で3日間とする。(中体連の東濃大会以上のみ)
  - ・下校時刻後1時間まで延長練習可能。
  - ・保護者による自宅までの送迎が可能な生徒のみ参加できる。

【休日】 ① 1日の活動時間は半日以内(3時間)とする。

- ② 土日のいずれかを休養日とする。

### (2) 休養日

【平日】 毎週月曜日(月が祭日の場合は火曜日)を休養日とする。

【休日】 土日のいずれかを休養日とする。

### (3) 生徒の心身の健康管理と事故防止

- 生徒の健康管理(活動前や活動中の健康状態の把握)
- 事故の未然防止(AED研修の実施・朝の当番)
- 熱中症の未然防止(柔軟な対応)

#### 4 指導体制について

##### (1) 部活動とクラブ活動・ニツ森ふれあいクラブとの連携について

###### ① 部活動顧問及び外部指導者との連携

- ・外部指導者を各部活動に活用する場合には、市教育委員会若しくは校長が年度ごとに委嘱を行う。
- ・外部指導者に委嘱する場合には、学校の指導目標及び方針、各部の活動目標及び方針、指導計画、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、校長、顧問、外部指導者との間で十分な調整を行い、外部指導者の理解を得るとともに、相互に情報を共有する。

###### ② 外部指導者との共通理解の場

- ・学校、各部保護者代表、全外部指導者による「三者代表者会」→1, 2年生の新体制後に実施
- ・各部ごとの顧問、保護者、外部指導者による「三者連携会議」→PTA 総会の日に実施

##### (2) 体罰の根絶等、指導者の資質向上

いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるという認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

##### (3) 適切な会計処理について

① 部活動援助費については、部活動加入者のみ年間2,500円を徴収し、中体連大会に関する大会参加費、交通費や市への分担金、5年に一度のユニホームの購入等に充てる。

※令和3年度バスケ女子、テニス男子 → 令和4年度バスケ男子、剣道 → 令和5年度卓球を予定

② 協会や連盟主催の大会は、すべて保護者が運営するクラブから登録費、大会参加費を支出する。

③ ニツ森ふれあいクラブの会費は、保護者や指導者が申請した備品や消耗品に充てる。